

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 2 波土 松原地先海岸 海・大里 海岸調査検討業務

特記仕様書

1. 目的

松原地先海岸では、令和元年10月の台風19号の影響により高波が発生し、波が護岸を越波した。そのため、本業務において、越波の原因を検証するとともに打ち上げ高等を算定し対策を検討するものである。

2. 業務内容

(1) 計画準備

本業務に関する契約図書及び指示事項等を十分把握したうえで、業務実施にあたり技術的方針及び作業工程を検討し、業務計画書を作成する。

(2) 既存資料の収集整理

現況の把握及び業務に必要な設計資料等の情報を収集・整理する。

(3) 設計条件

1) 港外波浪条件の設定

全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）において越波時及びそれ以外の波浪データを整理し、計算モデルに使用する条件を設定する。海底地形データは、実測データ等を使用する。

2) 計算モデルの作成

作成した波浪条件を基に、波浪計算モデルを作成する。

3) 計算の実施

作成した計算モデルを基に、沖波から海浜前面までの波の変形を計算する。

4) 計算結果の整理

各検討ケースにおける計算結果を整理し、台風19号の痕跡と比較してモデルの妥当性を検証するとともに、台風19号における波の特徴を整理する。

5) 設計波の算定

計算結果を基に、堤防での打ち上げ高及び越波量を計算する。

6) 対策案の検討

設計条件に基づき対策案を抽出し、必要な図面を作成する。また、抽出した対策案に対して、概算数量及び概算工事費の算定、経済性、施工性等の検討を踏まえて総合的な比較・検討を行い、最適な対策案を選定する。

(4) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として中間時1回の合計1回とする。

(5) 報告書作成

業務の目的及び特記仕様書を踏まえ、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。